

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」  
連絡区分 に係る連絡（平成19年3月分）について

本日、北陸電力㈱から、連絡基準に係る覚書連絡区分（保守情報として連絡することが適当なもの）に該当する平成19年3月分の連絡があった。

連絡のあった事象は、以下のとおり。

3月30日、定期検査中の志賀2号機において、原子炉冷却材浄化系のろ過脱塩器の洗浄（1台）を行った際、洗浄水の圧力調節弁の調整ミスで、洗浄に用いている高圧空気が当該附属の排水受口に排気され、排水が飛散した。飛散した放射エネルギーは、約3,550ベクレル。

飛散した排水は適切に回収した。

本事象は、安全上問題となるものではなく、外部への放射能による影響はない。

県では、今後、再発防止対策等に関して、定期の立入調査により、確認を行っていくこととしている。

参考) 北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

平成19年4月10日 原子力安全対策室 外線直通 076-225-1465 県庁内線 4234
--